

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～



相続登記は必要です！



土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「**相続による所有権の移転の登記**」を**法務局**に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が **令和6年4月1日** に施行されます。この新しい法律では登記を怠ると**10万円以下の過料**が科されるとなっています。なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続がますます難しく**なってしまいます。



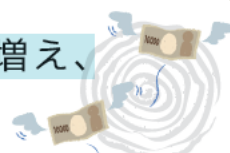
相続登記をしないと…

！ 手続がどんどん困難になります



相続人がどんどん増えて、**話合いがうまく進まない。**

書類収集の**手間が増え、費用が高くなる。**



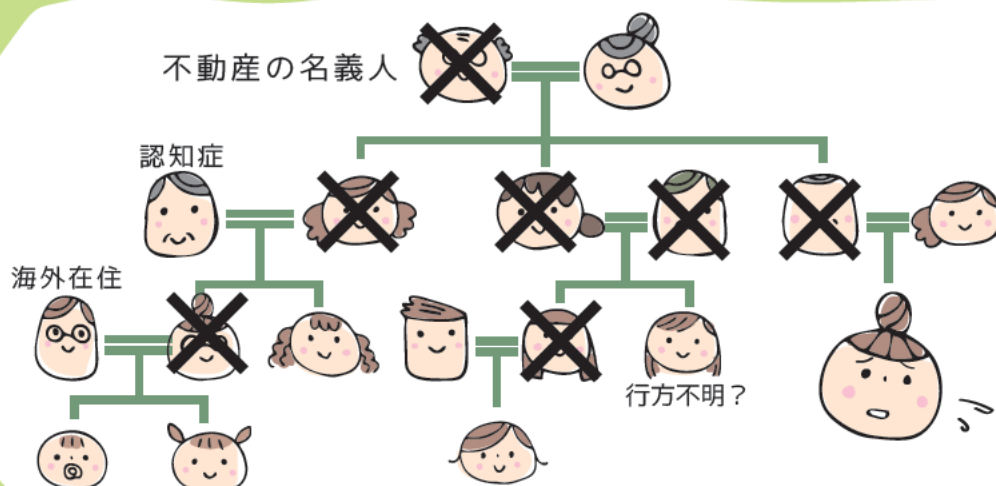
相続人の中に**面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。**



相続人の中に認知症になるなど**判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、**



所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。



面識がない人、
連絡の取れない人が現れ
話合いができない。
どうしよう…

時間がたつほど、
相続人が増えて
手続が難しく…！

新しい法律では相続登記を怠っていると過料が科される ことになります

一定の期間内に登記をしなければ**10万円以下の過料**が科される
ことになります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの司法書士へお尋ねください。

相続登記をしないと起きること

亡くなった方の
名義のままでは、
相続した不動産を売却できない



空き家問題に！



相続登記に必要な書類は？

必要書類		取得先
被相続人 (亡くなった方) の	出生から亡くなるまでの 戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出 すれば、戸除籍謄本は不要 (15 ページ参照)	被相続人の本籍地の 市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の 住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の 市区町村役場
	住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で 話し合いをする場合)	相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市区町村役場
	遺産分割協議書	—
遺言書が ある場合	公正証書 遺言書	公証役場
	自筆証書 遺言書	家庭裁判所
	(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を 利用した場合 (20 ページ参照)	法 務 局



必要書類の詳細は法務局HPから

